

熱中症特別警戒アラート発表時の対応について

1 熱中症特別警戒アラートが発表された日のイベント・事業等の基本的方針

(1) 区主催の場合

イベント、教室、講座、授業、活動等（各課主催の事業等や区立保育園、幼稚園、小中学校における活動等）

① 屋外の場合

→延期または中止

② 屋内の場合

→エアコン等により涼しい環境や来場者への熱中症対策を実施し、開催

※不要不急の外出を控える観点を踏まえ、環境確保や対策が困難な場合は、延期または中止

(2) 町会・自治会等関係団体主催の場合

① 屋外の場合

→熱中症対策の徹底が困難な場合は、延期、中止、事業内容の変更等の検討を依頼

② 屋内の場合

→エアコン等により涼しい環境や来場者への熱中症対策を実施し、開催

※不要不急の外出を控える観点を踏まえ、環境確保や対策が困難な場合は、延期または中止、事業内容の変更等の検討を依頼

2 イベント等が開催される場合の熱中症対策の基本事項

- ・熱中症特別警戒アラート発表時にイベントが開催される場合には、以下の点に留意し事前準備・当日対応する。
- ・また、区主催のイベント等でない場合は、主催者に対し、同様の取り組みを徹底するよう周知する。
- ・なお、熱中症警戒アラート発表時や暑さ指数が31以上となることが予測される場合においても、同様の点に留意し、熱中症対策に万全を期すよう徹底する。

〈対策の基本事項〉

- ・室内の環境については、エアコン等により涼しい環境を整備
- ・こまめな休息や水分補給・塩分補給の定期的な実施
- ・いつでも飲める飲料の準備、自動販売機の欠品防止
- ・スタッフへの応急処置方法の周知

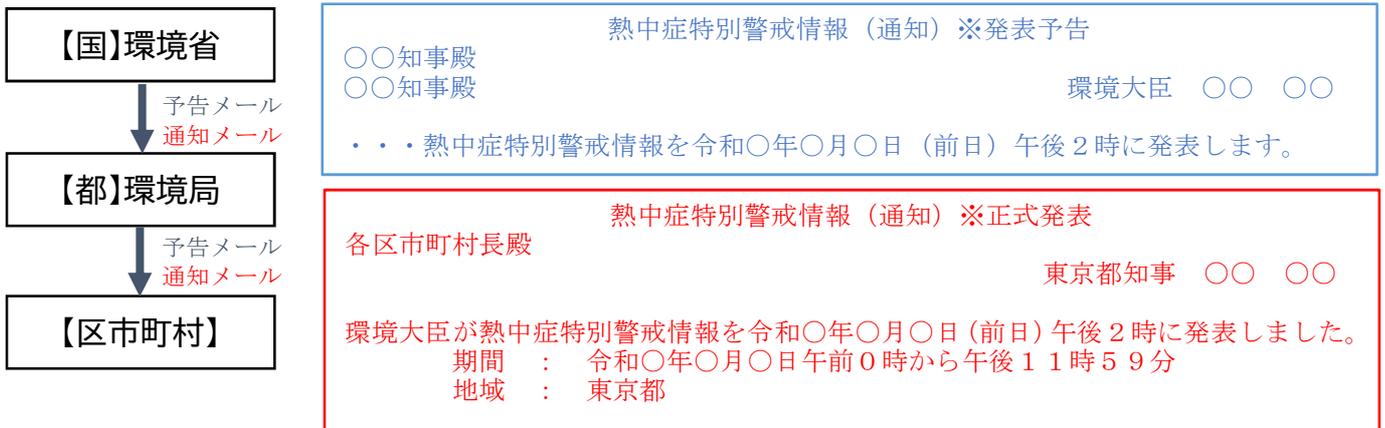
〈町会・自治会等の関係団体のイベント開催時〉

- ・屋外の会場におけるテントや傘等による日陰エリアの提供
- ・傷病者のための給水・救護施設の設置
- ・施設（給水所、自販機、休憩所、救護所）の分かりやすい表示やアナウンスの実施
- ・体調不良の方は参加を控えるよう事前に周知

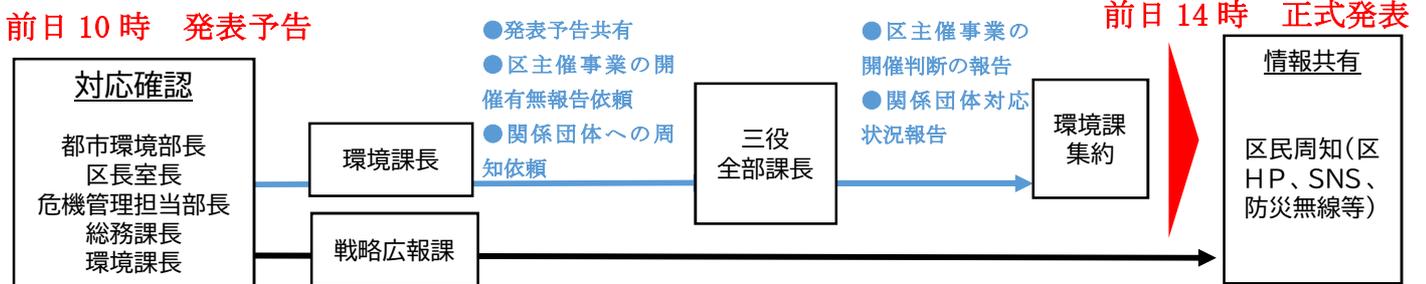
（参考：夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020）

3 熱中症特別警戒アラート発表時のタイムライン

前日 10 時 発表予告
前日 14 時 正式発表



4 庁内周知、連絡、広報等



区民向けキーマッセージ

全ての方が自ら涼しい環境で過ごすとともに、高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごさせているか確認してください。また、経営者やイベント等の管理者は、全ての方が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合には、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更、(リモートワークへの変更を含む。)等を判断してください。

5 熱中症特別警戒アラート当日体制について

- 災害対策室において8時～18時の間、対応体制をとる
- 区民電話対応、広報、マスコミ対応、警察、消防、連携、調整対応等
- 体制の解散は、区民間合せや熱中症患者発生状況等、また熱中症避暑シェルター利用、閉鎖状況等確認のうえ判断

6 避暑シェルターの開設

既に開設中の下記施設について、特別警戒アラート発表時においても同様に各施設の営業日・時間での開設を行う。

- 開設施設：61施設
- 地域センター（13）、文化センター（3）、児童センター（25）、シルバセンター（10）、ゆうゆうプラザ等（7）、保健センター（3）

7 その他

特別警戒以外、熱中症警戒アラート発表時や暑さ指数が3.1以上となる場合などにおいても同様の点に留意し、万全を期す熱中症対策に取り組んでいく。